

# 高原町立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画



## <目次>

1. 計画の趣旨・現状	.....	P.1
2. 目標	.....	P.3
3. 計画の期間	.....	P.3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容.....		P.4
5. 関連する取組・今後のフォローアップについて.....		P.9

資料1 学校と教師の業務の3分類

資料2 「やめることで、はじまる。宮崎県版12のやめることリスト」

令和8年4月

高原町教育委員会

## 1. 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

本計画は、教職員が健康を保持しつつ、自己研鑽の時間を確保し、専門性を最大限に発揮できる勤務環境を整備することを目的とする。これにより、児童生徒の教育に積極的に取り組み、働きやすさと働きがいを両立させ、学習指導要領に掲げる理念の実現に向けて質の高い教育を推進するものである。本計画は、地方公務員法、教育職員の給与等に関する特別措置法及び文部科学大臣の指針に基づき策定するものである。

高原町は、「未来を創る 心豊かでたくましい 高原っ子の育成」を学校教育目標とし、確かな学力とふるさとへの誇りを兼ね備えた子どもの育成を目指している。その実現には、教職員の健康と勤務環境の整備が不可欠である。教育の質と職員の福祉を両立させるため、本計画を策定するものである。

働き方改革を通じて、事務作業の効率化を図り、創出された時間を児童生徒と向き合う時間や授業改善に充てることを可能とする。高原町教育委員会は、学校と連携し、保護者及び地域の理解を得ながら、教職員のウェルビーイングを確保し、高原町の未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長を実現することを目指す。さらに、取組状況及び課題を継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行い、より効果的な働き方改革を推進するものである。

#### <働き方改革の目的>

教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、子どもたちによりよい教育を行う

### (2) 本町の現状

- 本町では、所管に属する学校の教育職員の在校時間の上限に関する取組として、在校時間の管理及び効果的な具体例を示すことにより、その時間の削減に取り組んできた。
- こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度の結果は次のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

(ア) 校長

	年平均	月 45 時間以上の割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	27.3 時間	8.3%	0%
中学校	38.5 時間	12.5%	8.3%

(イ) 教頭

	年平均	月 45 時間以上の割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	51.5 時間	51.4%	4.2%
中学校	61.2 時間	70.9%	8.3%

(ウ) 教諭(主幹教諭・指導教諭含む)

	年平均	月 45 時間以上の割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	22.6 時間	8.2%	0%
中学校	31.1 時間	25.7%	2.6%

<参照>文部科学省:令和7年度「教育委員会における学校の働き方の改革のための『見える化』調査」  
 数値は、令和6年4月～令和7年3月12か月間のデータから算出

- 時間外在校等時間について、中学校では、時間外在校等時間が45時間を超える教諭の割合が25.7%と多くなっており、部活動の休養日の完全実施、部活動の地域展開における部活動指導員の積極的配置等を図ることによって、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。また、月45時間を超える教頭の割合が小中とも50%超となっているため、教頭に責任や負担が集中しないよう、教職員間の適切な役割分担を行うものとする。
- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき計画を策定するものである。

## 2. 目標

(1) 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

- ・すべての職種において1箇月時間外在校等時間が80時間以上の割合を0%
- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合について、次の割合を目指す。

【令和8年度】

小学校・・・校長・教諭等:95%以上 教頭:50%以上

中学校・・・校長:85%以上 教諭等:75%以上 教頭:30%以上

【令和9年度】

小学校・・・校長・教諭等:100% 教頭:55%以上

中学校・・・校長:90%以上 教諭等:80%以上 教頭:40%以上

- ・1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。  
(令和11年度までに達成できるようにする。)

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・年次休暇を月1日取得することを目標とし、年平均取得率を15日以上にする。
- ・ストレスチェックにおける「総合健康リスク」の割合は50%台を目指す。
- ・ストレスチェックにおける「働きがい」に関する質問項目への肯定的な回答が、全国平均よりも高い。
- ・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

## 3. 計画の期間

令和8年度～令和9年度

※ 高原町教育振興基本計画後期計画の策定に合わせ、次回更新は令和10年とする。

※国が目標としている「令和11年度までに1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。」の達成評価後、令和10年に本計画の見直しを実施する。

#### 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

##### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

###### ア 学校以外が担うべき業務

###### ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動（「3分類」①関係）

- ・各学校・保護者の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。
- ・地域学校協働活動として、保護者・地域住民・ボランティア団体等による通学路の見守り活動を推進する。

###### ② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

（「3分類」②関係）

- ・放課後における校外の見回りについては、教育総務課学校教育係が行っている見回り（青パトによる巡回。週2回程度）に委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

###### ③ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）

- ・給食費等の学校徴収金について、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の精査を進め、今後の財政状況を考慮し予算化の目途が立った場合に公会計化を実施する。

###### ④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）

- ・地域学校協働活動の実施状況に応じ、地域学校協働活動推進員等が中心となっていくものとする。その際、児童生徒の地域行事等への参加に伴う連絡調整についても、地域学校協働活動推進員等が中心となっていく。この場合において、当該地域学校協働活動推進員等と学校との連絡調整については、教頭に責任や負担が集中しないよう、教職員間の適切な役割分担を行うものとする。

- ⑤ 保護者等から過剰な苦情や不当な要求等、学校では対応が困難な事案への対応  
（「3 分類」⑤関係）
- ・町部局と連携して直接苦情等に対応する相談窓口を設置するとともに、学校が町の顧問弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

#### イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ⑥ 調査・統計等への回答（「3 分類」⑥関係）
- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、町から学校に発出される調査の回答に係る業務負担を軽減する。
- ⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理（「3 分類」⑦関係）
- ・当該業務を学校において行う場合は、町雇用事務職員・スクール・サポート・スタッフ当が積極的に参画しつつ、必要に応じて ICT 支援員を活用する。
- ⑧ ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3 分類」⑧関係）
- ・町教育総務課学校教育係と連携を図りながら、事務職員及び ICT 支援員が中心となって行う。
- ⑨ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3 分類」⑨関係）
- ・体育館の地域開放施設の管理業務については、教育委員会が管理・運営を担当し、事務手続きの電子化を推進し、負担軽減を促進する。
- ⑩ 校舎の開錠・施錠（「3 分類」⑩関係）
- ・機械警備を継続し、職員間の役割分担を見直し、教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備する。
- ⑪ 児童生徒の休み時間における安全への配慮（「3 分類」⑪関係）
- ・学級担任等の特定の教師のみが対応するのではなく、学校の職員や町雇用教職員等の輪番等による負担軽減を促進する。

⑫ 校内清掃(「3分類」⑫関係)

- ・学級担任等の教育職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、校内清掃の実施回数や範囲の合理化、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進する。
- ・児童生徒・教職員での作業が危険を伴い困難な場合は、教育委員会、地域学校協働活動と連携し、各種事業者・団体へ依頼する。

⑬ 部活動(「3分類」⑬関係)

- ・将来にわたり、生徒がスポーツ活動や文化芸術活動に継続的に親しむ機会を確保・充実することを基本理念とし、生徒数及び教職員数の状況を踏まえ、学校が持続的に運営可能な範囲での適正な部活動数・活動形態の在り方を検討する。
- ・複数の部活動において休日の地域展開が実現できるよう、町内・近隣市町のクラブチームや少年団等と協議を推進する。平日の部活動については、部活動時間等の適正化を図り、R11年度までに、部活動指導員の配置拡充等を進める。

(令和7年度 高原中学校において、部活動指導員を2名配置)

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

⑭ 給食の時間における対応(「3分類」⑭関係)

- ・給食時に特別活動として行う食に関する指導については、栄養教諭または学級担任とが連携しながら実施する。
- ・給食時における児童生徒の見守りについては、児童生徒の発達の段階や実態を踏まえつつ、学級担任のみならず町雇用職員等による緊急時に備えた組織的な体制を構築したうえで実施する。

⑮ 授業準備・学習評価や成績処理(「3分類」⑮⑯関係)

- ・授業準備や採点作業等を補助するスクール・サポート・スタッフを積極的に配置するとともに、デジタル技術の活用を促進する。(デジタルドリル・テスト等)
- ・校務支援システムの機能やデジタルドリル・テストの自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点業務や成績処理等に係る業務負担を軽減する。

⑯ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3 分類」⑱関係）

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加の推進、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・医療、福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を検討する。
- ・不登校児童生徒への対応にあっては、適応指導教室（ひむか教室）・校内教育支援センターの機能強化及び活用を促進する。

(2) 学校における措置の推進

- ア 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で 1086 単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。（R7 高原小中は適正）
- イ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の業務時間内での設定など、校時呈の工夫を行う。
- ウ デジタル技術の活用により、生徒指導や学習指導などの校務を効率化し、「やめることで、はじまる。宮崎県版12のやめることリスト」に基づいた自己点検の達成状況を、R9 までに 80%にする。
- エ 勤務時間外の自動音声対応電話を R6 年度中に全校に設置している。  
土日に設定することはもちろん、平日（授業日）において、小学校は午後 6 時、中学校は部活動終了後 30 分をめぐりに、自動音声を設定することを徹底する。

### (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ア 1 箇月時間外在校等時間が 80 時間を超えた教育職員に対して、保健師等による面接指導を実施する。
- イ 11 時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組むよう促す。
- ウ 50 人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を 100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- エ 心身の健康問題についての相談窓口を設置し、必要に応じて保健管理医等による助言・指導の保健指導を受けるよう促す。
- オ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。(夏季休業中:学校閉庁日4日間、リフレッシュウィーク7日間の設定)
- カ R8 年度中に、学校における定時退校日を月4回以上設定するよう推進する。
- キ フレックス制度(早出遅出出勤)については、長期休業中を中心として効果的な活用を継続し、テレワーク等柔軟な働き方の推進について検討を開始する。

#### ※勤務間インターバル

終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。

#### ※フレックス制度

校務運営に支障がないと認める範囲で、始業及び終業の時刻について希望する職員の申告を考慮して、当該職員の勤務時間を割り振る制度のこと。

#### ※テレワーク

ICT を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な勤務形態のこと。

通勤時間の削減による生産性向上、ワーク・ライフ・バランスの実現、に効果的であるが、導入にはセキュリティ対策や適正な労務管理が不可欠である。

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、町内学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度校長会等で改善状況の見える化を実施し、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- (2) 学校での児童生徒等の支援に専門的な知見を有する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、校務支援システム（C4th）で把握し、その他の目標については、町で実施しているストレスチェックの結果から把握する。
- (4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題がみられるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (6) 保護者、地域の理解を促進するため、町部局と連携し、保護者や地域の各自治体に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるように取り組む。

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、サービス監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

まず取り組めること・  
取り組むべきことは何か、  
話し合うことが大切です。



## 学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

## 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

## 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

### やめることで、はじまる。宮崎県版12のやめることリスト

教育DXロードマップ(デジタル庁、総務省、文部科学省、経済産業省)参照

#### 教師が学習者に向き合う環境を実現するために

宮崎県では

すべての項目を  
**やめること**を  
目指します

具体的には

R9年末までに  
**80%**※の学校が  
達成することを  
目指します

**県・26市町村が  
連携し推進**

GIGAスクール構想推進協議会を核とした連携

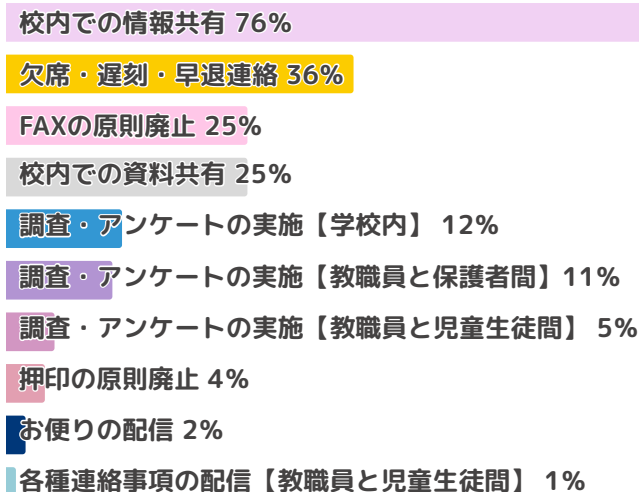
※「完全にデジタル化している」「一部している(半分以上)」と回答する学校の割合

#### 家庭・学校間の業務のデジタル化

- ① 電話等による児童生徒の欠席連絡等の受付
- ② 電話や書面による保護者との日程調整
- ③ 紙での保護者への調査・アンケート
- ④ 紙での各種調査票等の学校から保護者への配布・保護者から学校への回収
- ⑤ 学校から保護者へ発信するお便り等の紙での配布
- ⑥ 学校徴収金の現金徴収

#### 校内・情報管理のデジタル化

- ⑦ 紙での教職員への調査・アンケート
- ⑧ 紙での児童生徒への調査・アンケート
- ⑨ 職員会議等資料の紙での共有
- ⑩ 紙での学校内外の行事日程や特別教室等に係る利用予約等の管理
- ⑪ 教職員が作成した教材等の各自での保存
- ⑫ 新入学児童生徒の名簿情報の校務支援システムへの不必要な手入力



デジタル庁(校務DXの取組に関するダッシュボード)より

#### 4つの鍵でひらく校務DX



文部科学省「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン」の方針に基づき、校務において教職員が生成AIを積極的に活用し、長時間かかっていた作業の効率化や業務の高度化の推進。